

「北海道地域材利用推進方針」の概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国の基本方針に即して、北海道の公共建築物や公共土木工事などにおける地域材(※)の利用の促進に関する基本的方向等を定める。

※「地域材」とは、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材

第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用の促進は、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化等に貢献
- ・カラマツやトドマツなどの人工林が利用期を迎え、需要を喚起することが喫緊の課題
- ・公共建築物は可能な限り木造化、内装等の木質化を図り、合法性や産地が証明された地域材で、乾燥の度合いが明示されている J A S 製品を積極的に使用
- ・地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握・公表、課題を分析

第2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物は、積極的に木造化を促進
- ・内装等の木質化、地域材製品の利用、木質バイオマスの利用を促進
- ・C L T や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を促進
- ・公共土木工事において積極的に地域材の利用を促進

第3 道が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の基準

- ・低層の公共建築物は、原則すべて木造化を図り、その基準を設定
- ・内装等の木質化、地域材製品の利用を推進し、その基準を設定
- ・暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入を推進
- ・公共土木工事において原則として地域材の利用を図る工種・工法を設定

第4 公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・公共建築物等での利用に適した地域材の円滑な供給の確保
- ・公共建築物等に利用する耐火性等の品質・性能が高い木質部材の開発の促進

第5 民間建築物等での地域材の利用の促進

- ・中高層の住宅や非住宅建築物はC L T等を活用し木造化や内装木質化を促進
- ・畜舎や鳥獣被害侵入防止柵など農業用施設での地域材の利用を促進
- ・木質ペレットなど木質バイオマスのエネルギー利用を促進

第6 その他必要事項

- ・公共建築物の整備等において維持管理を含むコスト面で考慮
- ・優良な木造建築や土木工事の事例、新技術や木製品の普及 P R
- ・市町村の設計担当や施工者等との情報交換などにより、地域材の利用を効果的に促進

※ 下線は主な改正箇所